

子育て世帯への臨時特別給付金について

このことについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 概要

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一つとして、子育て世帯について対象児童一人につき1万円の臨時特別の給付金を支給するもの。

2 対象児童

令和2年4月分(同年3月分を含む)の児童手当(本則給付)の対象となる児童(平成16年4月2日～令和2年3月31日までの間に生まれた児童)

3 支給のお知らせの郵送日

令和2年5月28日(木)

4 給付時期等

令和2年6月23日(火)以降、順次、原則として児童手当受給口座に振込

5 申請手続等

公務員のかたを除き、申請等の手続は不要です。受給を辞退される場合は、届出が必要です。

公務員のかたについては、所属庁の案内により、児童手当を受給している旨の証明を受けた上で、市役所へ申請するものとなります。